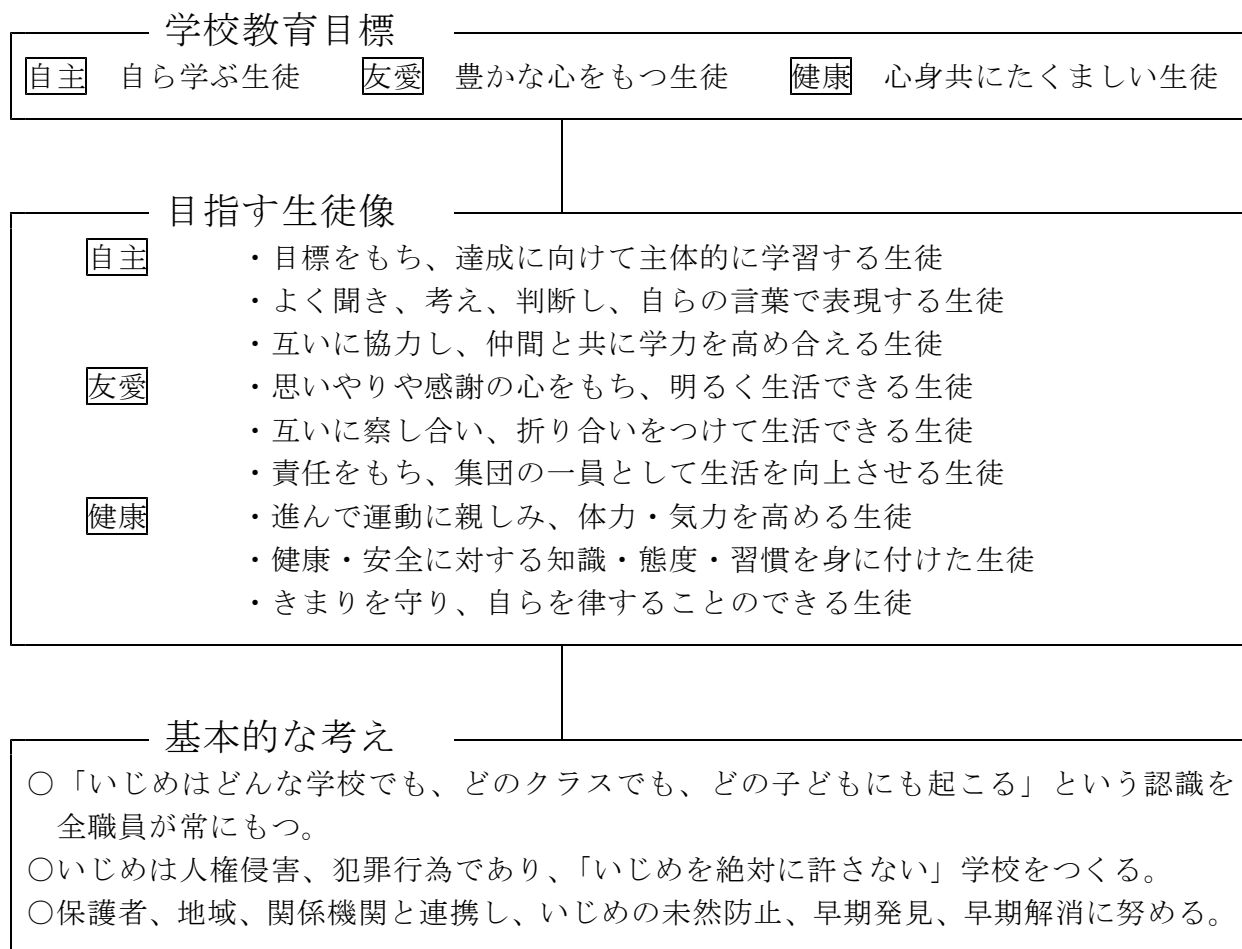


1 基本理念



2 未然防止

(1) 人権学習旬間（12月）

- 学校集会において校長より人権講話を行い、生徒の人権意識の高揚を図る。
- 生徒会主体でいじめ防止に向けた具体的な活動を実践する。

(2) 学級経営

- 常にいじめ防止を意識し、日常観察に重きを置き、わずかな変化を敏感に感じ取る。
- 気になる発言や行動はその場で注意する指導を徹底する。

(3) 授業実践

- 生徒指導の4つの視点を生かした授業を推進し、積極的な生徒指導に取り組む。
- 特別の教科道徳や特別活動で、好ましい人間関係の確立に向けた心を養う。

(4) 相談体制

- 心の教室相談員の授業参観を随時行い、相談しやすい関係を築く。
- スクールカウンセラーと連携し、学級活動の授業を中心に心の教育の充実を図る。

(5) 生徒会活動

- スローガンやポスター等の作成・掲示によりいじめ防止の意識を高める。
- キャリア教育を意識し、生徒主体の活動を積極的に取り入れ、実現できるよう支援する。

3 早期発見・早期解消

(1) アンケート調査（毎月1回）

○定期的な実態把握に努めるとともに、発見時は早急に複数人で対応を図る。

○アンケートの内容は担任、生徒指導主事、管理職への報告系統を徹底する。

(2) フォーサイト手帳

○毎日フォーサイト手帳を点検することで、問題の早期発見や生徒の生活の変化に努める。

○担任との言葉のやりとりで、生徒との信頼関係を築く。

(3) 報・連・相

○気になることは早急に担任や担当から学年、生徒指導主事、管理職への報告を徹底する。

(4) いじめ対策委員会（生徒指導委員会 隔週開催）

○日常の生徒の様子の変化について情報交換するとともに、解決策について協議する。

4 保護者・地域、関係機関との連携

(1) 保護者

○生徒からの情報を信頼関係を保ちながら共有し、実態把握に努め、改善策を話し合う。

○SNS学習会やPTA向けの教育講演会を実施するなど、いじめ防止の認識を高める。

(2) 地域

○必要に応じて健全育成情報交換会を開催し、情報の共有と改善策を協議する。

(3) 関係機関

○小中連携の一環でいじめ防止子ども会議を開催し、小野地区の子どもたちによる具体的な行動策を実践する。

北中 いじめ 0 宣言		
K	i n d n e s s	親切
I	m p r o v e m e n t	改善
T	h a n k s	感謝
A	c t i o n	行動